

十六 設立会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面	十七 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面	十八 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面	十九 その他参考となるべき事項を記載した書類 (吸収分割の認可申請)
二十 特別振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。	二十一 特別振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出するものとする。	二十二 吸収分割予定年月日	二十三 吸収分割の当事者の登記事項証明書
二十四 吸収分割の当事者の登記事項証明書	二十五 吸収分割の当事者の登記事項証明書	二十六 承継会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面	二十七 承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書類 (事業譲渡の認可申請)
二十八 承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書類	二十九 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面	三十 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面	三十一 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
三十二 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面	三十三 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面	三十四 承継会社が会計参与の登記事項証明書	三十五 承継会社が会計参与の登記事項証明書
三十六 承継会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面	三十七 承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用者の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書類 (事業譲渡の認可申請)	三十八 承継会社の取締役及び監査役の履歴書	三十九 承継会社の取締役及び監査役の履歴書
四十 承継会社の取締役の見込みを記載した書類	四十一 承継会社の取締役の見込みを記載した書類	四十二 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面	四十三 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
四十二 承継会社の取締役の見込みを記載した書類	四十三 承継会社の取締役の見込みを記載した書類	四十四 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十五 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書
四十五 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十六 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十七 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十八 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書
四十六 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十七 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十八 承継会社が会計参与設置会社である場合にあっては、譲受会社の会計参与の登記事項証明書	四十九 その他参考となるべき事項を記載した書類

一 理由書	二 吸収分割の手續を記載した書面	三 吸収分割の当事者の登記事項証明書	四 吸収分割の当事者の登記事項証明書
五 加入者集会の議事録	六 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書	七 承継会社が法第三条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面	八 承継会社の定款
九 承継会社の業務規程	十 承継会社の収支の見込みを記載した書類	十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面	十二 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
十三 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面	十四 承継会社の取締役の見込みを記載した書類	十五 承継会社の取締役の見込みを記載した書類	十六 承継会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
一 理由書	二 事業譲渡の手續を記載した書面	三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

一 理由書	二 事業譲渡の方法	三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書
二 事業譲渡の手續を記載した書面	三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	五 事業譲渡の当事者の登記事項証明書
三 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	五 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	六 事業譲渡の当事者の登記事項証明書
四 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	五 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	六 事業譲渡の当事者の登記事項証明書	七 事業譲渡の当事者の登記事項証明書
五 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	六 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	七 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	八 事業譲渡の当事者の登記事項証明書

一 理由書	二 法第三十一条第三項に規定するその他の主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの中の書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とす	三 法第三十一条第三項に規定するその他の主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの中の書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とす	四 法第三十一条第三項に規定するその他の主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの中の書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とす
二 事業譲渡の手續を記載した書面	三 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	四 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	五 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書
三 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	四 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	五 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	六 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書
四 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	五 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	六 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	七 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書
五 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	六 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	七 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書	八 事業譲渡の当事者の登記事項訝明書

面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。議決権行使記録には、第一項に規定する記録のない議決権行使記録の提供を受けたときは、は、その加入者の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 特別振替機関の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じてその加入者の開算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

□ 特別振替機関の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じてその加入者の開算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ハ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

前項第一号に掲げる方法は、同号の加入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項の規定による承諾を得た特別振替機関は、その加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該加入者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該加入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 法第三十四条第三項に規定する主務省令で定める方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十七条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第三項及び第四項並びに第三百十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。)に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2 前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

3 第一項の規定による承諾を得た特別振替機関は、その加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該加入者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該加入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 法第三十四条第三項に規定する主務省令で定める方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十八条 特別振替機関は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項に規定する電子署名をいふことができる。第三十二条第一項において読み替えて準用する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項において同じ。)をする

4 議決権行使記録には、議決権行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の表示を記録し、当該加入者が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいふ。第三十二条第一項において同じ。)をすることができる。

第二十九条 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該加入者に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該加入者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による議決権の行使に係る特別振替機関の承諾)

第二十九条 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、特別振替機関に對し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た加入者は、その代理人は、同項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による情報の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に對し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た加入者は、その代理人は、同項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による情報の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に對し、第二十五条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第三十条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第三百二十二条第一項に規定する電磁的記録による議事録の作成

2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の特別振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該特別振替機関に對し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する会社法第七百三十九条第一項の規定によつてしてはならない。ただし、当該特別振替機関が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十二条 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十九条第一項の規定による議事録の作成については、第二十五条第一項第一号に掲げる情報を記録したものとし、電子署名をすることができる措置をとらなければならぬ。

2 法第三十九条において読み替えて準用する会社法第七百三十一条第三項第二号に規定する主務省令で定める方法は、第三十条に規定する方法とする。

(解散等の認可申請)

第三十三条 特別振替機関は、法第四十条の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けようとするときは、当該認可を受けようとするときは、当該認可を受けようとする。

を受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 理由書
- 株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)
- 資産及び負債の内容を明らかにした書類
- 振替業の結了の方法を記載した書類
- その他参考となるべき事項を記載した書類(指定失効の届出)

第三十四条 特別振替機関であつた者又は一般承継人(以下「旧特別振替機関等」という。)は、法第四十一条第二項の規定により届出をしようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した書面に同表下欄に定める書類を添付し、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出るものとする。

(振替業の結了の通知)

第三十五条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を当該振替業に係る社債等の発行者に通知しなければならない。この場合において、当該通知には、当該旧特別振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替業の結了の届出)

第三十六条 旧特別振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付等の請求)

第三十七条 加入者は、法第二百七十七条に規定する利害關係を有する者は、特別振替機関に対して同条の規定による請求をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報を当該特別振替機関に提供しなければならない。

- 第一項第一号に掲げる方法
- 書面を提出する方法

特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあっては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権)が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

2 法附則第四十二条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十四条に規定する特例受益権の受益債権が時効によって消滅する日の後一年間保存するものと

附則（平成二年二月二日）

この命令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日内閣府・法務省・財務省令第一号）
この命令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月二三日内閣府・法務省・財務省令第二号）

附 則（平成一六年九月八日内閣府・法務省・財務省令第二二号）

(施行期日)

合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十

〔改正法〕といふこの一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

第二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改

正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第二百六十六）

号) 附則第三条に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定める電磁的方法は、特定振替

機関（改正法附則第七条第一項前段に規定する特定振替機関をいう。）の使用に係る電子計算機と情報の提供を受ける者の使用に係る電子計

機と情勢の提供を受けた者の使用に供する電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を経由して情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられた

（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置を以て接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

附 則（平成一六年一二月二八日内閣府・法務省・財務省令第三号）

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二六日内閣府・法務省・財務省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。

（特別振替機関の監督に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この命令の施行の日前に終了した事業年度に係る第一条の規定による改正後の特別振替機関の監督に関する命令第十四条の業務及び財産に関する報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月九日内閣府・法務省・財務省令第二号）

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月四日内閣府・法務省・財務省令第二号）

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二二日内閣府・法務省・財務省令第四号）

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の

別表第一（第三十四条関係）	届出事項	記載事項	添付書類	
振替業を廃止したとき	廃止理由	株主総会の議事録（会社法第三百三十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）		
振替業の結了の方法を記載した書類				



別紙様式一（第十九条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
振替業の全部を譲渡したとき	廃止年月日	添付書類
振替業を廃止したとき	廃止理由	方法を記載した書類
渡したとき	譲渡先の商号	
第八条第一項第一号に掲げる事項又は同条第二項第二号若しくは第七号に掲げる書面の記載事項の変更したときは	当該変更に係る事項を記載した書面	当該変更に係る事項を記載した書面
業務規程に基づく規則を定めたときは	当該規則を記載した書面	当該規則を記載した書面
業務規程に基づく規則を廢止したときは	当該廢止の旨を記載した書面	当該廢止の旨を記載した書面
第八条第二項第六号に掲げる書類の変更したときは	当該変更後の書類	当該変更後の書類
業務規程に基づく規則を変更したときは	当該変更に係る事項を記載した書面	当該変更に係る事項を記載した書面
三 新旧対照表	二 理由書	二 理由書

別表第三（第四十条において読み替えて適用する第三十一条第二項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
振替業の全部を譲渡したとき	廃止年月日	添付書類
振替業を廃止したとき	廃止理由	方法を記載した書類

別表第三（第四十条において読み替えて適用する第三十一条第二項関係）

一 当該変更に係る事項を記載した書面	二 理由書
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

一 当該規則を記載した書面	二 記載した書面
三 新旧対照表	二 記載した書面

別紙様式二（第十九条関係）

